議会運営委員会　会議録

１．招集年月日	令和８年３月２３日（水）　　開会　午前１０時４０分 閉会　午前１１時　５分
２．場　　所	本館３階　第２委員会室
３．出席委員	◎益川　教智　　○石川　恵美　　遠藤　総一郎 木下　伸一　　工藤　義明　　田中　陽介 橋　　完司　　以上７名 オブザーバー出席　津村　俊二議長　　委員外議員　奥村　文市郎副議長
４．欠席委員	なし
５．説明員	櫻本市長、井狩政策調整部長、川尻総務部長、 松井政策調整部次長、井狩総務部次長
６．事務局職員	事務局長：辻　昭典、次長：行俊　勉、書記：赤坂　悦男
７．付議事件	（１）令和８年第２回野洲市議会定例会追加提出議案について （２）令和８年第２回野洲市議会定例会議事日程の追加について （３）議第３０号　野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する継続審査の動議について （４）発議第１号　野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例について （５）意見書（案）について （６）市議会の会議開始時間について
８．協議事項	なし
９．その他	なし
10．審査内容	別紙のとおり

野洲市議会委員会条例第２９条の規定により、記名、押印する。

令和８年６月３日

議会運営委員会委員長　　益川　教智　印

～～～

と、令和７年度中に完了が難しい事業等を繰越明許させていただく予算の計２件の補正予算となっているところでございます。

その中で、議第４１号令和７年度野洲市一般会計補正予算（第１１号）につきましては、既決予算に６７万９，０００円を増額させていただきまして、補正後の予算額を２８４億６，２５３万４，０００円とさせていただくものでございます。

補正の概要でございますが、歳出におきまして、令和６年度、令和５年度からの繰越分でございます子ども・子育て支援事業費補助金の返還金を増額させていただくものでございまして、県から返還確定通知が去る２月の１７日付で送達をされたことから、今回補正計上をさせていただいているものでございます。歳入といたしましては、繰越金同額でございますけれども、６７万９，０００円の増額とさせていただくものでございます。

次に、債務負担行為でございますが、債務負担行為といたしまして、２月度の全員協議会のほうでご報告をさせていただいております法定外の公共物、用悪水路の所有権確認請求控訴事件に係ります訴訟事務委託料といたしまして、期間を本年度から訴訟契約終了年度までとさせていただきまして、限度額につきましては、訴訟事務委託に伴います弁護士報酬に実費を加えた額の範囲内として追加をさせていただくものでございます。

続きまして、議第４２号令和７年度野洲市一般会計補正予算（第１２号）につきましては、繰越明許費を定めるものでございます。事業名につきましては、繰越明許事業一覧のとおりとなっているところでございます。

大きく区分をさせていただきまして、３つの区分の理由で繰越しをさせていただきたいというものでございます。

１つ目は、国の補正予算等に対応いたしまして、２月補正などで追加をさせていただきまして、事業実施期間が不足するものでございまして、１つ目で記載をさせていただいています重点支援地方交付金給付事業他６事業の計７事業でございます。

２つ目は、関係機関、あるいは地元自治会や地権者との協議、調整に期間を要したものなどでございまして、３つ目に記載をさせていただいています本市のコミュニティバスの再編業務委託他３事業で、計４事業を繰越しさせていただきたいものでございます。

３つ目でございますが、事業内容の見直しや、あるいは検討により時間を要したものや、また資材の調達に時間を要するものなどでございまして、次のページの一番上のほうに記載のほうをさせていただいているところではございますが、アンダーパス非常用の発電機更新事業他３事業の４事業となっているところでございます。

以上、合計１５事業、総額で６億２，０３１万３，０００円を翌年度に繰越しをさせていただきたいものでございます。

以上が一般会計の補正予算の説明とさせていただきたいというふうに思います。

以上よろしくお願いいたします。

○委員長（益川教智）　どうぞ。

○総務部長（川尻康治）　続きまして、その他案件１件でございます。

議第４３号市道路線の認定でございますが、市道路線の認定につきまして、道路法第８条第２項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。認定を求める路線につきましては、五三条南ノ田線でございます。この市道につきましては、野洲地域医療センターの開設に合わせて整備する予定をしている道路線でございますが、用地買収を伴いますことから、譲渡所得の特例を受けるために道路法に規定する道路認定が必要となるため、今議会に追加提案するものでございます。

位置につきましては、議案資料のほうに載せさせていただいておりますが、場所につきましては、市道辻町小比江線から総合体育館の駐車場を直線で結んでいる農道に隣接して整備をするものでございますが、現状においては、現在完成しておらないため、資料につきましても、起終点のみの位置を示したものでございますので、ご説明とさせていただきます。

続きまして、人事案件１件でございます。

議第４４号野洲市副市長の選任につき同意を求めることにつきましては、地方自治法第１６２条の規定に基づきまして、同意を求めるものでございますが、選任をお願いする者は林毅氏で、住所、生年月日、経歴につきましては、記載のとおりでございます。任期につきましては、令和８年４月１日から令和１２年３月３１日までの４年間でございます。

内容、説明については以上でございます。

○委員長（益川教智）　ありがとうございます。

ただいま追加提出議案に係る説明を受けましたが、詳細説明及び質疑につきましては、この後の全員協議会でお願いしたいと思います。

委員の皆様から議会運営に関することについて、何かご質問はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　私のほうから１点だけちょっとお伺いしたいんですけれども、債務負担行為に関して、令和７年度から訴訟契約終了年度までというところと限度額に関し

ても数字が出ていないんですが、問題がないからこういう形で上げているとは思うんですけど、幅がある形で議案が上がっている状況になっているんですが、この点についてだけちょっと補足説明などあれば、お願いできますか。

○政策調整部長（井狩昭彦）　政策調整部の井狩でございます。

基本的には金額等々を明確に示すというところが基本かなというふうに思いますけれども、いろいろ実務の運用の仕方として、文言、文書での提示の仕方も可というふうになってございます。そういったところで今般、期間については契約終了年度まで、そして限度額につきましては訴訟事務委託に伴います弁護士報酬の実費を加えた額というような形で示させていただいているというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（益川教智）　ありがとうございます。相手方があることですし、現状、読めないところで、できる限り狭めた形で示していただいたということで理解いたしました。ありがとうございます。

他には特にはないですね。

それでは、議事を進めます。

次に、付議事件（２）令和８年第２回野洲市議会定例会議事日程の追加についてということを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局の行俊です。

議員の皆様のタブレットの資料につきましては、「第２回定例会」の中の「会期・議事日程付託表」の中の「０２議事日程」のフォルダをご覧ください。

それでは、ご説明申し上げます。

まず、最初のページが３月２５日、最終日、本会議の当初の議事日程でございまして、２ページ目が追加の議事日程（案）となります。

追加日程第１につきましては、後ほど説明をさせていただく議第３０号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する継続審査の動議についてということで、これは議員からの動議という形で出される予定でございまして、後ほど説明をいただきます。これにつきまして、提案理由説明、質疑、討論、採決を行っていただく予定です。

続きまして、追加日程第２として、ただいま執行部より説明のありました議第４１号から議第４４号までを議題として、提案理由の説明、これに対する質疑、委員会付託を省略

し、討論、採決をお願いするものです。

ここからは議会の案件ですので、執行部の皆さんにつきましては一旦退席となります。

次に、追加日程第３として、発議第１号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題として、議会運営委員会委員長より提案理由の説明、これに対する質疑、討論、採決をお願いするものです。

次に、追加日程第４として、意見書第１号から意見書第３号までを議題として、提出者からの説明、委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をお願いするものです。

以上でございます。

○委員長（益川教智）　ありがとうございます。

ただいまの説明について、何かご質問はございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　ないようですので、事務局の説明のとおりとすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　ご異議なしと認めます。では、議事日程については、ただいま事務局から説明いただいたとおりといたします。

なお、この後の全員協議会において本職から報告させていただくことといたします。

執行部の皆さんはここで退席となります。ありがとうございました。

（執行部　退席）

○委員長（益川教智）　それでは、付議事件（３）議第３０号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する継続審査の動議についてを議題といたします。

提出者であります遠藤委員から説明をお願いいたします。

○委員（遠藤総一郎）　まず資料ですけれども、タブレットの中の「修正案・決議案・発議」というのがありまして、「０３発議（議案等)」というところに入っておりますので、ご覧ください。

議第３０号野洲市水道給水条例の一部を改正する条例に対しまして、継続審査の動議を発議させていただきます。上記議案に対しましての継続審査を、次の理由によりまして環境経済建設常任委員会に再付託の上、継続審査を求めるものでございます。根拠規定については会議規則１４条ということでございます。

提出理由でございます。議第３０号については、上水道料金を令和９年４月から約４９％

引き上げる内容となっています。改正条例の施行は令和９年４月の施行でございます。説明がありました水道施設や管路の計画的な更新の必要性は理解できるものの、混沌とする世界情勢のもとで、今、採決に付すことはリスクがあること、財政調整基金やふるさと納税を充当し、一般会計からの繰り出しを拡充し、経過措置として激変緩和対策が必要であることなど、具体的な比較検討の審査が十分でないことから、さらなる慎重な審査を行う必要があることから継続審査を発議するものです。

以上です。

○委員長（益川教智）　ただいまの提出者からの説明について、何か委員の皆様からご質問はありますか。特にないですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　それでは、次に継続審査の動議の取扱いについて、事務局より説明をお願いします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局の行俊です。

それでは、議第３０号野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する継続審査の動議に係る議事の取扱い、議事進行についてご説明申し上げます。

皆様ご覧いただいた、０２の次に０３という資料がございますので、こちらのほうで説明をさせていただきます。０３の資料をご覧ください。

継続審査の動議につきましては、会議規則第１４条の規定により、２人以上の者の発議により、文書をもって行うこととされています。提出されました継続審査の動議は、要件を備えていますので、２５日の本会議で審議される運びとなります。本会議の議事としては、委員長報告に対する質疑の後、討論に入る前に継続審査の動議が提出され、これを議題とし、日程に追加することになります。議題とした後、継続審査の動議について提出者の説明を求め、これに対する質疑、討論を行い、継続審査の動議について、まず採決となります。

採決に当たっては、これが可決されれば、議第３０号を日程から削除し、続いて議第３０号除く議案について、討論、採決を行います。また、継続審査の動議が否決された場合は、改めて議案について討論、採決となります。

なお、継続審査の動議に対する質疑及び討論についてですが、動議が提出されますのは２５日の本会議になりますが、本会議のスムーズな議事運営の観点から、事前に通告をいただきたいと考えます。できましたら、２４日午後５時１５分までにいただけるとありが

たいと思います。

以上です。

○委員長（益川教智）　ただいまの説明について、委員の皆様から何かございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　他にないようですので、継続審査の動議については、説明があったとおりに取り計らうことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　ありがとうございます。

ご異議なしと認めます。では、継続審査の動議については、説明があったとおり取り計らうこととし、この後の全員協議会で議員の皆さんに周知いたします。

それでは、付議事件（４）発議第１号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局、行俊です。

発議第１号についてご説明いたします。

タブレットの０１の資料が発議第１号の資料になっております。

改正案につきましては、２月１８日の議会運営委員会で協議いただきましたとおり、議会運営委員会提出議案として、３月２５日の本会議に議題とし、議会運営委員会委員長による提案理由説明、質疑、討論、採決をお願いいたします。

以上です。

○委員長（益川教智）　ただいまの説明について何かございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　では、ないようでしたら発議第１号については、議会運営委員会提出議案として２５日の本会議に提出することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　ご異議なしと認めます。よって、発議第１号については、そのように決定いたしました。

なお、この後の全員協議会で議員の皆様に周知いたします。

それでは、付議事件（５）意見書（案）についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局、行俊です。

意見書（案）につきましては、「０５意見書案」のところに、意見書第１号から意見書第３号までを掲載しております。今回３件が提出されておりまして、３月１１日、１７日の会派代表者会議で協議いただき、いずれも提出の要件を備えたものと認められますので、本日の議会運営委員会にお諮りをするものです。意見書（案）の提出について協議が整いましたら、この後の全員協議会で周知し、最終日２５日の追加議事日程として、提出者からの説明、質疑、討論、採決の予定です。

次に、意見書の討論通告書につきましては、採決の２日前、本日２３日午後５時１５分までと明日２４日午前８時３０分から正午までにお願いいたします。意見書の質疑につきましては、３月２５日最終日となります。

以上です。

○委員長（益川教智）　今の説明について、委員の皆様から何かございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　ないようでしたら、意見書（案）については、事務局の説明のとおり取り計らうことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　ご異議なしと認めます。よって、意見書（案）については、そのように決定いたしました。この後の全員協議会で議員の皆様に周知いたします。

それでは、付議事件（６）市議会の会議開始時間についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局、行俊です。

「議会運営委員会」、「３月２３日」の中にございます０３の資料をご覧ください。

先般から申し上げておりましたことではありますけれども、６月１日から市役所窓口の開庁時間が午前９時から午後４時４５分までに変更となることに伴いまして、市議会の会議開始時間について、２月１８日の議会運営委員会でご意見をお聞きし、その後、３月１７日の会派代表者会議でもご協議をいただきました。県内各市の会議開始時間が午前９時３０分から、もしくは午前１０時からであり、本市におきましても、本年６月から午前９時３０分からに変更する方向で考えております。つきましては、現行と変更後の会議開始時間のパターンを例示させていただきましたので、委員の皆様でご協議をお願いいたします。

なお、会議終了時間は従来どおり午後５時までとしたいと思います。

説明は以上です。

○委員長（益川教智）　ただいま事務局の説明について、何かございますか。

じゃ、工藤委員、お願いします。

○委員（工藤義明）　工藤ですけども、９時半からの開始ということについては妥当なものだと思っているんですが、これによって議会日程というのに影響はしないのかなと心配になるんですけども、その点いかがでしょうか。

○委員長（益川教智）　お願いします。

○議会事務局次長（行俊　勉）　議会事務局、行俊です。

基本的には、本会議のほうについては、午前中の時間は９時半から１２時までとなり、午後は１時からという形になるんですけれども、委員会とか全員協議会の日程が９時半スタートで、続いて会議があってという形にはなるので、多少、時間的に長引いた場合ということは想定されるかとは思いますけれども、一度ちょっとこういう形でやらせていただいて、考えていければと思っております。本来的には規則改正なども伴うんですけども、現行が午前９時から午後５時までという会議規則になっておりますので、その範囲内でありますので、規則改正についてはもう少し先にということで、そこもお含みおきいただいて、このような形で６月から行えればというふうに思っております。

以上です。

○委員長（益川教智）　よろしいですか。

他に何かありますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　では、ないようでしたら、市議会の会議開始時間について、事務局の説明のとおり取り計らうことにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　ご異議なしと認めます。よって、６月からの会議開始時間については、そのように決定いたしました。この後、全員協議会において周知いたします。

以上で、付議事件を終了いたします。

次に、次第３、その他に移ります。

その他で委員の皆様から何かございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　事務局からございますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（益川教智）　では、ないようですので、これをもちまして、議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。（午前１１時０５分　閉会）